

不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求

吉澤卓哉

目次

はじめに

第一章 株主代表訴訟における担保提供制度

第一節 担保提供申立て事例

第二節 担保提供制度

第三節 株主代表訴訟の担保提供制度における「悪意」

第二章 株主権の濫用

第一節 株主権濫用を主張した事例

第二節 株主権濫用の抗弁が認められる基準

第三章 不当提訴に対する損害賠償請求

第一節 不当提訴に対する損害賠償請求

第二節 株主代表訴訟に関する判例

第四章 不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求

第一節 担保提供制度や株主権濫用との理論的關係

第二節 損害賠償請求の可否の具体的検討

はじめに

日本における株主代表訴訟において、現在、被告たる会社役員側の最も有効な防御手段の一つとされているのが、担保提供申立てである。担保提供決定が下されると、大半の原告株主は、その時点で訴訟維持を諦めてい

るからである¹⁾。

ところで、提供が命じられる担保とは、そもそも不当訴訟に対する損害賠償請求の担保である。とすると、担保提供が命じられた株主代表訴訟の事案では、役員側が逆に不当提訴として損害賠償を請求できる可能性がある、ということになる。

また、被告役員側のもう一つの防御手段として、株主権濫用の主張がある。これは、株主代表訴訟の提起自体が株主権の濫用であって許されない、という抗弁である。この抗弁が認められて請求却下となれば、やはり同様に、役員側が逆に不当提訴の損害賠償を請求できる可能性がある、ということになると思われる。

このような被告役員側からの不当提訴に対する損害賠償請求権は、株主代表訴訟の防御費用として莫大な出費（争訟費用保険金の支払）を余儀無くされる保険会社にとっては、保険代位による求償に繋がるものである。そこで本稿では、不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求を考えてみることにしたい。

まず最初に、担保提供制度（第一章）と株主権濫用（第二章）を概観する。そして、不当提訴に対する損害賠償請求に関する一般的な考え方を踏まえたうえで（第三章）、不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求を検討する（第四章）。

第一章 株主代表訴訟における担保提供制度

第一節 担保提供申立て事例

1993年10月の商法改正（商法267条4項）で株主代表訴訟の提起が従来よりは容易になり、株主代表訴訟の係属件数は著しく増加している²⁾。

1) もちろん、原告株主が担保を提供したうえで、訴訟を継続しているものもある。例えば、蛇の目ミシン工業A事件（1993年8月に東京地裁に提訴）では、担保提供決定が最高裁の抗告却下で確定したが（1995年6月。決定額は6000万円）、原告株主は担保を提供した。

ところで、株主代表訴訟の濫訴に対する防止策として、商法は担保提供申立て制度（商法267条5項、6項、106条2項）を用意している。ここに来て、被告たる会社役員側は防御手段の一つとしてこの制度を積極的に利用しつつあり、また、現実に一定の成果を会社役員側にもたらしているように見える³⁾。

具体的には、例えば、東海銀行A事件や三井物産事件では、担保提供命令に原告株主が従わなかったために、本案たる株主代表訴訟は却下となっている。また、三愛事件では、担保提供決定がなされたためか、原告株主が訴えを取り下げている⁴⁾。さらに、他の事件でも、確定こそしていないが、担保提供の申立てを認める決定が多くなされている⁵⁾。

因みに、株主代表訴訟における担保提供申立て事件は〔表1〕のとおりであり、担保提供が認められた事件における担保提供額の実勢は〔表2〕のとおりである⁶⁾。

2) 全国の株主代表訴訟の係属件数は、1992年12月31日時点で31件(地裁のみ)だったものが、1993年12月31日時点では84件(地裁74件、高裁10件)、1994年12月31日時点では145件(地裁133件、高裁12件)、1995年12月31日時点では174件(地裁158件、高裁16件)と急増している。

3) 安易な担保提供申立てに対しては、次のような問題点が指摘されている。第一は、原告株主の請求の全てに対して担保提供決定がなされなければ、訴訟は終結しないという問題点である。原告株主は、担保提供を命じられた請求のみを断念すればよいからである(例えば、蛇の目ミシン工業B事件参照)。

第二は、担保提供申立て事件で、被告役員側は初期の段階で多大な情報開示を行うことになるが、それによって情報不足に悩む原告株主を大いに援助することになってしまうという問題点である。

以上、飯田隆＝澤口実「株主代表訴訟の最新事情と将来展望」経済広報1996年1月号24頁参照。

4) 日本航空事件では、被告役員側が担保提供を申し立てていたが、その決着がつかぬまま、原告が訴えの取下げを行って訴訟は終結した。

5) 担保提供の申立てをしたものの却下されたのは、東海銀行A事件の名古屋地裁決定(但し、名古屋高裁や最高裁では担保提供決定がなされた)、伊予銀行事件の松山地裁決定と高松高裁決定、サイボー事件の浦和地裁決定と東京高裁決定である。

6) 被告役員1名・1争点あたり3～10百万円が担保提供決定額の実勢となりつつある。

表1 株主代表訴訟における担保提供申立て事件

		本案訴訟		担保提供申立事件			
				申立て	決定	即時抗告	特別抗告
事件名	原告	提訴年月 裁判所 請求額	終結年月 終結内容	申立年月 裁判所 申立額	決定年月 決定内容 決定金額	決定年月 裁判所 決定内容 決定金額	決定年月 決定内容 決定金額 担保提供
蛇の目 ミシン 工業A	野口泰生 鳴田かよ	93年8月 東京地裁 880億円	係属中	93年10月 東京地裁 100百万	94年7月 提供決定 60百万 ⁷⁾	95年2月 東京高裁 一部変更 60百万 ⁸⁾	95年6月 抗告却下 60百万 提供した ⁹⁾
蛇の目 ミシン 工業B	鈴木 晃	93年8月 東京地裁 1520億円	係属中	93年10月 東京地裁 152百万	94年7月 提供決定 265百万 ⁷⁾	95年7月 東京高裁 一部変更 110百万 ¹⁰⁾	95年11月 抗告却下 110百万 ¹¹⁾
東海 銀行A	鈴木 あきら	93年10月 名古屋 地裁 150億円	95年7月 却下判決 ↓ 終結済	93年10月 名古屋 地裁 150百万	94年1月 申立却下 0 ¹²⁾	95年3月 名古屋 高裁 提供決定 8百万 ¹³⁾	95年6月 抗告却下 8百万 提供せず ¹⁴⁾
東海 銀行B	鈴木 あきら	95年1月 名古屋 地裁 404億円	係属中	95年2月 名古屋 地裁	95年9月 提供決定 ¹⁵⁾ 8百万	名古屋 高裁 係属中	
新王子 製紙	青木電気 設計事務 所	94年3月 東京地裁 75億円	94年11月 請求棄却	/	/	/	/
		94年12月 東京高裁 に控訴	95年6月 控訴棄却	95年2月 東京高裁	95年6月 申立取下 げ	/	/
		95年6月 最高裁に に上告	96年1月 上告棄却 ↓ 終結済	/	/	/	/
三愛	長倉藤夫	94年3月 東京地裁 59億円	95年1月 訴えの 取下げ ↓ 終結済	94年5月 東京地裁 30百万	94年10月 提供決定 33百万 ¹⁶⁾	94年12月 東京高裁 抗告棄却 33百万 ¹⁷⁾	/

7) 東京地裁平成6年7月22日決定判例時報1504号121頁。

8) 東京高裁平成7年2月20日決定金融・商事判例968号23頁。

9) 最高裁平成7年6月14日決定別冊商事法務175号395頁。

10) 東京高裁平成7年7月31日決定別冊商事法務175号405頁。

11) 最高裁平成7年11月16日決定商事法務1406号48頁。

12) 名古屋地裁平成6年1月26日決定判例時報1492号139頁。

13) 名古屋高裁平成7年3月8日決定判例時報1492号139頁。

14) 最高裁平成7年6月15日決定別冊商事法務175号458頁。

15) 名古屋地裁平成7年9月22日決定金融法務事情1437号47頁。

表1 株主代表訴訟における担保提供申立て事件 (つづき)

		本案訴訟		担保提供申立事件			
				申立て	決定	即時抗告	特別抗告
事件名	原告	提訴年月 裁判所 請求額	終結年月 終結内容	申立年月 裁判所 申立額	決定年月 決定内容 決定金額	決定年月 裁判所 決定内容 決定金額	決定年月 決定内容 決定金額 担保提供
中部電力	中川 徹 他24名	94年4月 名古屋地裁 62億円	2億円の請求部分のみ係属中 ¹⁹⁾	94年6月 名古屋地裁	95年2月 提供決定 148百万 ¹⁸⁾	95年11月 名古屋高裁 一部変更 70百万 ¹⁹⁾	提供せず
中村屋	美斉津 尚武	94年5月 東京地裁 46億円	係属中	94年7月 東京地裁	95年2月 提供決定 15百万 ²⁰⁾	東京高裁 係属中	
日本航空	後藤民夫	94年5月 東京地裁 11500億	95年8月 訴えの 取下げ ⇒終結済	94年7月 東京地裁			
三井物産	野島弘光	94年5月 東京地裁 30億円	95年6月 却下判決 ↓ 終結済	94年9月 東京地裁	94年11月 提供決定 141百万 ²¹⁾	95年1月 東京高裁 抗告棄却 141百万 ²²⁾	95年4月 却下決定 141百万 提供せず ²³⁾
伊予銀行	古田 健次郎	94年10月 松山地裁 39億円	係属中	94年11月 松山地裁	95年3月 申立却下 0 ²⁴⁾	95年8月 高松高裁 抗告棄却 0 ²⁴⁻²⁾	
サイボ	ニューピ ス・ホン コン・リ ミテッド	95年2月 浦和地裁 84億円	係属中	95年4月 浦和地裁	95年8月 申立却下 0 ²⁵⁾	96年2月 東京高裁 抗告棄却 0 ²⁵⁻²⁾	
ミネベア	高橋 信	95年3月 長野地裁 佐久支部 180億円	係属中	95年5月 長野地裁 佐久支部	95年9月 提供決定 16百万 ²⁶⁾	東京高裁 係属中	
三菱銀行	鈴木 あきら	95年11月 東京地裁 95億円	係属中	96年1月 東京地裁			
大和銀行A	西村一朗 亀田信男	95年11月 大阪地裁 11億ドル	係属中	96年4月 大阪地裁			

16) 東京地裁平成6年10月12日決定別冊商事法務175号480頁。

17) 東京高裁平成6年12月26日決定別冊商事法務175号492頁。

表2 担保提供決定額の実勢

事件名	裁判所	提供決定額	算出根拠	備考
蛇の目 ミシン 工業A	東京地裁	60百万円	10百万円×6名・争点	2名×2争点+2名×1 争点
	東京高裁 最高裁			2名×3争点
蛇の目 ミシン 工業B	東京地裁	265百万円	3~10百万円 ×41名・争点	10百万×14名+3百万× 13名+5百万×8名+8 百万×1名+10百万×1 名+10百万×1名+6百 万×3名(高裁・最高裁 では下線部分が却下, 網 かけ部分が半額となる)
	東京高裁 最高裁	110百万円		
東海 銀行A	名古屋高裁 最高裁	8百万円	8百万円×1名	名古屋地裁では担保提供 申立てが却下されている
東海 銀行B	名古屋地裁	8百万円	8百万円×1名	
三菱	東京地裁 東京高裁	33百万円	3百万円×11名	
中部 電力	名古屋地裁	148百万円	20百万円×7名 +4百万円×2名	高裁では, 20百万の担保 が半額となり, 4百万の 担保が却下された
	名古屋高裁	70百万円	10百万円×7名	
中村屋	東京地裁	15百万円	5百万円×3名	
三井 物産	東京地裁 東京高裁 最高裁	141百万円	3百万円×47名	
ミネ ベア	長野地裁 佐久支部	16百万円	8百万円×2名	

- 18) 名古屋地裁平成7年2月28日決定判例時報1537号167頁。
- 19) 名古屋高裁平成7年11月15日決定商事法務1406号48頁。原告株主の62億円の請求のうち, 60億円の請求部分についてのみ担保提供が認められた。原告株主は担保を提供しなかったため, 現在は2億円の請求部分のみが本案で係争されている。
- 20) 東京高裁平成7年2月21日決定別冊商事法務175号555頁。
- 21) 東京地裁平成6年11月30日決定別冊商事法務175号567頁。
- 22) 東京高裁平成7年1月20日決定別冊商事法務175号577頁。
- 23) 最高裁平成7年4月21日決定別冊商事法務175号583頁。
- 24) 松山地裁平成7年3月27日決定商事法務1412号39頁。
- 24-2) 高松高裁平成7年8月24日決定資料版商事法務143号143頁。
- 25) 浦和地裁平成7年8月29日決定別冊商事法務175号624頁。
- 25-2) 東京高裁平成8年2月28日決定商事法務1417号47頁。
- 26) 長野地裁佐久支部平成7年9月20日決定別冊商事法務175号643頁。

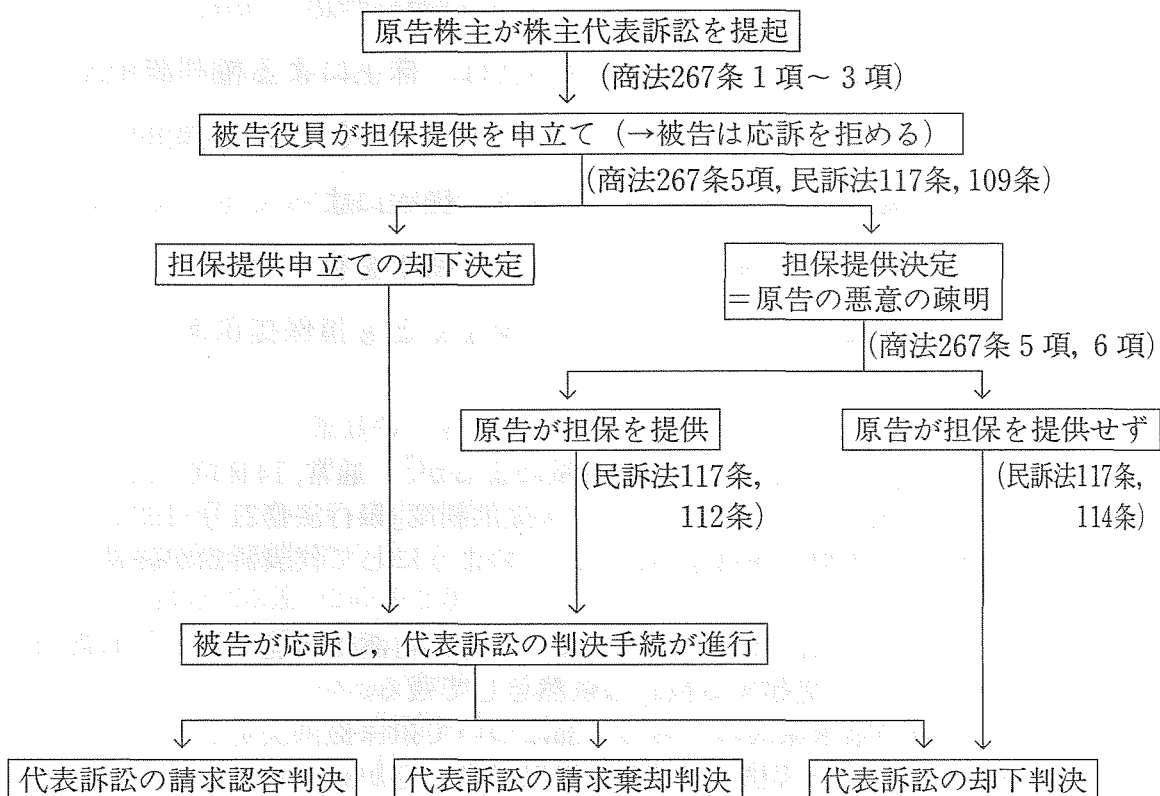
第二節 担保提供制度

このように、担保提供決定自体による直接的な波及効果を狙って、被告役員側は担保提供を申し立てている。即ち、原告株主側が担保を提供できずに（あるいは、担保を提供せずに）、代表訴訟が終結することを期待して、担保提供の申立てがなされている。

ここで、参考までに担保提供制度を顧みると、この制度を利用した場合の一般的な代表訴訟の流れは〔図1〕のようになる²⁷⁾。

即ち、原告株主が株主代表訴訟を提起すると（商法267条1項～3項）、被告役員は担保提供を申立てることができる（商法267条5項）。そして、担保提供がなされるまで、または、担保提供申立てを却下する決定が確定するまで、被告役員は応訴を拒める（民訴法117条，109条）。

図1 株主代表訴訟における担保提供申立ての流れ



27) 担保提供の申立ては提訴直後に行う必要ないが（民訴法117条では同108条が準用されていない）、提訴直後になされることが多いので、そのように想定して〔図1〕を作成してある。

この担保提供申立てに対しては、却下決定または提供決定(商法267条5項)が下される。いずれにしても、この決定を争う場合は即時抗告となる(民訴法117条, 111条, 410条以下)。

却下決定が確定すると、本案訴訟について被告が応訴し、判決手続が進行していくことになる。

他方、担保提供決定が確定するということは、原告株主の悪意が疎明されたことになる(商法267条6項, 106条2項)。原告には一定期間内に²⁸⁾、一定額の担保を提供する義務が発生するが(民訴法117条, 110条1項)、これに従わないと代表訴訟が却下となる(民訴法117条, 114条)²⁹⁾。原告が担保を提供すると(民訴法117条, 112条)、本案訴訟について被告が応訴し、判決手続が進行していくことになる。

尚、被告役員は、原告株主が供託した金銭(または有価証券)上に質権者と同一の権利を持つことになる(民訴法113条)³⁰⁾。

ところで、そもそも、この担保提供制度は、株主による権利濫用や会社荒らしを防止する目的で設けられたものである³¹⁾。そして、直接的には、この決定によって提供される担保は、代表訴訟提起によって生じた損害について、被告役員が不法行為に基づく損害賠償請求を行う際の、支払確保のためのものと解されている³²⁾。となると、少なくとも担保提供が決定された

28) 「一定期間」とは、裁判所の自由裁量によるが、「通常, 14日位である」とされている。新谷勝「株主代表訴訟と担保提供制度」銀行法務21号(1995) 7頁。

29) 東海銀行A事件や三井物産事件は、このようにして代表訴訟が終結している。

但し、担保不提供によって却下となっても、再訴は可能であり、原告株主が再び不当訴訟を提起する惧れは依然として残る。

また、複数の請求原因のうちの一部について担保提供決定がなされた場合は、原告株主は担保提供をせずに、担保提供決定が認められなかった請求原因についてのみ、本案訴訟を継続していけばよいことになる(中部電力事件・前掲注19参照)。

30) 原告株主の供託物払戻請求権に対する債権質と考えられている。被告役員は、債権に対する担保権実行手続をもって、この供託物を手中に収めることができる(民事執行法193条)。

31) 竹内昭夫「株主代表訴訟」『会社法の理論』(1990) 245-246頁。

事件では、原告株主の被告役員に対する「悪意」が疎明されたことになるので、被告役員側としては、逆に、原告株主に対して、不当提訴を原因とする損害賠償請求訴訟を提起できる可能性があることになる。

担保提供の申立てに「悪意の疎明」が要件とされているのも、こうした制度目的からきており、次節では「悪意」の内容について検討することとする。

第三節 株主代表訴訟の担保提供制度における「悪意」

株主代表訴訟における担保提供制度は、商法106条2項を準用している（商法267条6項）。商法106条2項は、合名会社における合併無効の訴えにおいて、被告たる会社側が担保提供を申し立てるに際して（商法106条1項。株式会社については商法416条1項で106条1項を準用）、訴訟提起が「悪意ニ出デタルモノナルコト」を疎明すべきことを規定している。

この商法106条2項の担保提供制度における悪意の疎明の要件は、株主総会決議取消の訴え等にも準用されている³²⁾。そして、従来、商法106条の担保提供制度における「悪意」の意義については、主として、決議訴訟における担保要件として論じられ、いわゆる「害意説」が判例・多数説である³⁴⁾。「害意」とは、提訴の目的が不当に会社の利益を害したり、会社を困惑させたりすることにあることである。

32) 蛇の目ミシン工業B事件東京地裁決定・前掲注7参照。

また、学説としては、『新版注釈会社法9』（1987）372頁〔北沢正啓〕、竹内昭夫「株主代表訴訟の活用と濫用防止」商事法務1329号（1993）36頁を参照。

33) 株主総会決議取消の訴え（商法249条2項）、株主総会決議不存在・無効確認の訴え（商法252条→249条2項）、新株発行無効の訴え（商法280条の16→商法249条2項）、資本減少無効の訴え（商法380条3項）で準用されている。尚、合併無効の訴えにおける担保提供制度（商法106条1項、416条1項）では、債権者からの提訴に対してのみ、担保提供申立てができることになっている。

34) 東京高裁昭和51年8月2日決定判例時報833号108頁（泰正自動車事件）参照。尚、東京地裁平成5年3月24日決定判例時報1473号135頁（東京瓦斯事件）や、仙台地裁平成3年12月16日決定判例時報1433号136頁（七十七銀行事件）や、東京地裁昭和62年11月27日決定判例時報1268号137頁（三越事件）や、東京地裁昭和53年7月14日決定判例時報913号112頁（山崎製パン事件）も、原告株主に害意が認められる事案であり、担保提供が命じられた。

ところで、最近、株主代表訴訟でもこの担保提供制度が活用されるにいたったが、他の会社訴訟の担保提供制度とは異なり、害意のみならず、単純悪意も「悪意」の要件に該当するものとして取り扱う悪意説が多数説である³⁵⁾。

担保提供事件が蓄積していく中で、判例も悪意説を採用しつつあるが、本説ではその判例の流れを追うことにする（但し、他の会社訴訟における担保提供事件とは、なぜ「悪意」の捉え方が異なるのかについては、ここでは立ち入らない³⁶⁾）。

まずは、株主代表訴訟の担保提供申立て事件の初の決定となった東海銀行A事件・名古屋地裁決定を概観し、そして、その後の担保提供決定の指導的役割を担うこととなる蛇の目ミシン工業A/B事件・東京地裁決定を見ていくこととする。

1. 東海銀行A事件・名古屋地裁決定（1994年1月）

株主代表訴訟の担保提供申立て事件に関する初めての裁判所の判断が、この東海銀行A事件における名古屋地裁決定であった。原告株主が特殊な

35) 『新版注釈会社法9』（1987）372頁〔北沢〕参照。

36) 株主代表訴訟と他の会社訴訟とで、同じ担保提供制度の「悪意」の意味内容が異なることについては、小塚荘一郎「東海銀行代表訴訟の担保提供申立て事件」ジュリスト1074号（1995）139頁を参照。

尚、後述のように、蛇の目基準では、悪意の場合も（不当訴訟の類型）、害意の場合も（不法不当な提訴目的の類型）、担保提供申立ての要件である「悪意」に該当するとしており、一見すると他の会社訴訟（害意が要件とされている）よりも担保提供が認められ易いように見受けられる。しかしながら、他の会社訴訟では害意が認められることも多いのに対し（前掲注34参照）、株主代表訴訟では害意はほとんど認められていない（後掲注43参照）。とすると、同じ害意でも、他の会社訴訟の害意と株主代表訴訟の害意とはやや判例のニュアンスは異なるようである（前者の方が広い。後者の方が狭いのは、株主代表訴訟が本来的に株主全員を代表する「代表訴訟性」を有していることの所以か）。

したがって、株主代表訴訟における「悪意」には、害意のみならず単純悪意も包含されているものの、害意の内容自体が他の会社訴訟より狭いため、株主代表訴訟と他の会社訴訟とで、いずれの「悪意」の要件の方が対象範囲が広いとは、一概には言えないと思われる。

株主であるにもかかわらず、結論としては、被告役員側の担保提供申立てを認めなかったため、この決定は実業界に大きな衝撃を与えた。

決定理由は以下のとおりである。即ち、商法267条6項の準用する106条2項所定の「悪意」に該当するには、次の二つの要件を充足することが必要である。一つめは、被告役員が会社に対して「負うべき責任のないことを知りながら」提訴したことである。二つめは、「専ら申立人(=被告役員)を害する企図をもって提起した訴えであること」である³⁷⁾。

そして、当該事件では、確かに原告株主は、「株主としての権利行使に穩当を欠く面が多分にあったことは優に推認するに難くはないが」、上記2要件が疎明されたとは言えないとして、担保提供申立てを却下したのである。

2. 蛇の目ミシン工業A/B事件・東京地裁決定(1994年7月)

東海銀行A事件・名古屋地裁決定から半年後に、二つの蛇の目ミシン工業事件(A事件とB事件)の担保提供申立てについて、東京地裁が同日に担保提供決定を下した。当然のことながら、東海銀行事件で萎縮していた実業界には朗報となった。

この決定では、株主代表訴訟における担保提供制度の性格を詳細に分析したうえで、「悪意」の認定方法に一定の基準を導入している。そして、この判断基準は、「蛇の目基準」として、その後の決定でも踏襲されていくことになる³⁸⁾。以下では、簡単にこの基準を振り返り、そして、実際の蛇の目ミシン工業事件でどう適用されたかを、高裁決定とともに見ていくことに

37) この判決の考え方は、一方で、決議訴訟における担保要件についての害意説の流れを汲むものであると理解されている。小林秀之=原強『株主代表訴訟』(1996)42頁,48頁参照。

他方で、不当提訴に対する損害賠償請求の要件と関連づけて、この判決を理解する学説もある。伊藤眞「株主代表訴訟の訴訟法上の問題点について」通産省編『株主代表訴訟の現状と課題』(1995)156頁,近藤光男「代表訴訟における担保提供命令と悪意の意義」ジュリスト平成6年度重要判例解説(1995)99頁参照。

38) 三愛事件の東京地裁平成6年10月12日決定・前掲注16と東京高裁平成6年12月26日決定・前掲注17,蛇の目ミシン工業A事件の東京高裁平成7年2月

する。

まず、判決理由では、「蛇の目基準」についての基本的な考え方が表明されている。即ち、「悪意」の解釈にあたっては次の3要素を念頭に置くべきであるとする。3要素とは、「悪意」という文言、株主代表訴訟と担保提供制度の趣旨、悪意認定の手續上の制約、等である。

そして、担保提供制度の趣旨（代表訴訟の濫用を抑制し、役員を不当な提訴から保護する）を活かすとともに、代表訴訟（株主の監督是正権の発動）が不当な制限をうけることなくその機能を発揮するように、バランスのとれた考え方が必要だとする。

こうした考え方を基本におきつつ、具体的な「悪意」の解釈としては、二つのアプローチを採り（下記 α と β ）、どちらからでも「悪意」を認定することができるとする³⁹⁾。

α . 担保目的からのアプローチ〔不当訴訟の類型〕⁴⁰⁾

提供される担保の目的は、不当訴訟に基づく損害賠償請求権の担保であることをベースにして、「悪意」の内容を捉えるアプローチである。即ち、以下のイ～ハの「事情を認識しつつ⁴¹⁾、あえて訴えを提起したものと認めら

20日決定・前掲注8，中村屋事件の東京地裁平成7年2月21日決定・前掲注20，中部電力事件の名古屋地裁平成7年2月28日決定・前掲注18，東海銀行A事件の名古屋高裁平成7年3月8日決定・前掲注13，伊予銀行事件の松山地裁平成7年3月27日決定・前掲注24，蛇の目ミシン工業B事件の東京高裁平成7年7月31日決定・前掲注10を参照。尚，高橋宏志教授は，裁判所が担保提供命令を果敢に発するには，「悪意」の解釈が安定すること，担保額について実務上の一応の基準が確立することが必要だと以前に指摘しておられるが，今日では両者が充足されつつあると言えよう。高橋宏志「会社訴訟における担保提供の意義」商事法務1078号（1986）14頁参照。

39) 竹内教授は同様の見解を以前に示しておられる。即ち、「ここにいう『悪意』というのは，被告取締役が会社に対し責任を負うべき理由がなことを知りながら，またはいやがらせのために訴えているということを意味すると解される。」竹内・前掲注31，248頁参照。

40) 客観的基準とも呼ばれる。

れるとき」は、「悪意」と認定できるとする⁴²⁾。

イ、「請求原因の重要な部分に主張自体失当の点があり、主張を大幅に補充あるいは変更しない限り、請求が認容される可能性がない場合」（主張自体が失当である場合）

ロ、「請求原因事実の立証の見込みが低い、と予測すべき顕著な事由がある場合」

ハ、「被告の抗弁が成立して請求が棄却される蓋然性が高い場合」、等
認定方法としては、原則として、個々の請求ごとに「悪意」の有無を判断する。但し、総合的に判断する場合もあり得る、とする。

学説では多数説であるが、判例としては「蛇の目基準」で初めて導入された考え方である（前述の東海銀行A事件・名古屋地裁決定も同様に解する説があることは、前掲注37参照）。

尚、株主代表訴訟の担保提供制度における悪意については、「不当訴訟の判断枠組の中で考えるべきである」として、むしろ、この担保目的からのアプローチを採るべきだとする学説もある。この考え方に従えば、後述の「制度目的からのアプローチ」は不要で、「制度目的からのアプローチ」が該当するような事例に対しては、株主権濫用で対抗すればよいということになる。伊藤・前掲注37) 156頁参照。同旨、小林＝原・前掲注37) 42頁。

41) 「事情を認識しつつ」とは、蛇の目ミシン工業A/B事件の東京地裁決定では、過失も含むとされた（東京地裁平成6年7月22日決定・前掲注07参照）。また、三愛事件（東京地裁平成6年10月12日決定・前掲注16、東京高裁平成6年12月26日決定・前掲注17参照）や、中部電力事件（名古屋地裁平成7年2月28日決定・前掲注18参照）や、東海銀行A事件の高裁決定（名古屋高裁平成7年3月8日決定・前掲注13参照）や、東海銀行B事件の地裁決定（名古屋地裁平成7年9月22日決定・前掲注15参照）でも同様である。

ところが、蛇の目ミシン工業A事件の東京高裁決定では、故意のみを指し、過失は含まないとされた（東京高裁平成7年2月20日決定・前掲注08参照）。

しかし、過失は含まないとしても、実際上の違いをきたすものではなく、かえって商法106条2項の「悪意」の文言に忠実である東京高裁決定の方が、「あるべき方向性を示しているように思われる」との見解もあり（小林＝原・前掲注37) 76～77頁）、この考え方に同調したい。

尚、不当提訴に対する損害賠償請求では、当然に過失も含まれることになる（後述第三章第一節参照）。

42) 不法不当な提訴目的（後述のβのアプローチ）ではないものの、株主代表訴訟の本来の制度目的とは異なる目的をもって提訴がなされた場合に、どう対処すべきかについては議論の分かれるところである。

β . 制度目的からのアプローチ〔不法不当な提訴目的の類型〕⁴³⁾

担保提供制度の元来の目的は、会社荒らしに対処することであることをベースにして⁴⁴⁾、「悪意」の内容を捉えるアプローチである。即ち、「提訴者が代表訴訟を手段として不法不当な利益を得る目的を有する場合」や、会

中部電力事件では、原告株主は代表訴訟提起を原発建設反対運動の一環と位置づけている。これは、必ずしも不法不当な提訴目的とは断定できないが、少なくとも株主代表訴訟の本来の制度目的ではない。

名古屋地裁決定では、「形式的には不当訴訟とはいえないような外観を呈していたとしても」、即ち、「訴訟の内容が事實的、法律的根拠を欠いて不当であるとはいえないと一応認められる場合であっても」、「原告株主が専らあるいは主として個人的な主義主張、政治的、社会的目的等を達成することを企図して訴訟提起に至ったと認められ、主張された事實的、法律的根拠の有無に関する程度内容などとの相関関係において全体的に考察して…なお不当訴訟であると判断できるとき…担保を提供すべきことを命ずべきである」とした。そして、2億円の支出に関する請求について、この論理をもって担保提供を命じた（名古屋地裁平成7年2月28日決定・前掲注18参照）。

ところが、名古屋高裁決定では、「訴訟の追行過程において、専ら、個人的利益を追及（ママ）したり、個人的な主義主張、政治的・社会的目的等を達成することのみに拘泥し、株主代表訴訟制度の目的を逸脱ないし濫用するような事態に及んだ場合には、その段階で…担保提供を命ずることもできる」との一般論を述べ、2億円の支出に関する請求についての担保提供申立てを却下した（名古屋高裁平成7年11月15日決定・前掲注19参照）。この高裁決定は、担保目的からのアプローチ（ α ）というよりは、制度目的からのアプローチ（ β ）と言えよう。かつ、担保提供制度の制度目的を、会社荒らしに対処するためと狭く限定せず、「全株主の利益を適切に代表し得ない者を排除しようとすることを目的とするもの」と広く解している。これは、株主代表訴訟の濫訴を「代表の適切性」の要件によって防止することを提言する学説に沿った決定内容と言えよう。

43) 主観的基準とも呼ばれる。株主代表訴訟以外の担保提供制度における「悪意」は、この「害意」の意味と解されている（前掲注34参照）。

尚、この類型に該当するものとして担保提供を命じられた事例は見当たらない。但し、中部電力事件の名古屋地裁決定や名古屋高裁決定は、この類型に該当すると解する余地がない訳ではない（特に、古和浦漁協への2億円支出の争点に関して担保提供を認めた名古屋地裁決定について、制度目的からのアプローチが認められたと解する学説もある）。

44) 担保提供制度の制度目的を「代表の適切性」を欠く者の排除であると広く解する考え方もある。前掲注42参照。

社や取締役等に対していやがらせを行う目的を有する場合には、担保提供を命じ得るとする（訴権濫用として不適法となるか否かとは別問題である）。

認定方法としては、原則として、訴訟全体について「悪意」の有無を判断する。

以上の判断基準を述べたうえで、蛇の目ミシン工業A事件については、次のように判断した。まず、制度目的からのアプローチでは、本件では「悪意」は認定できないとした。

他方、担保目的からのアプローチでは、個々の請求ごとに判断を行った結果、東京地裁決定では次の2点のみについて「悪意」が認定された⁴⁵⁾。

- ① 問題となっている保証引受と抵当権設定の行為の当時、被告役員は取締役位に未就任であった。就任後の不作為を原因として責任を主張することは、「立証の見込みが低いものと予測せざるを得ない」として、原則的に原告の悪意が推認されるとした⁴⁶⁾。
- ② 子会社の債務引受や担保提供によって、親会社に債務引受額や被担保債権額相当の損害が生じるとの主張は、特段の事情がない限り、請求が認容される見込みは「著しく低い」。このような「事情を認識しつつあえて訴え提起をしたものとして、原則的に原告の悪意を推認してよい場合であると考えられる」⁴⁷⁾。

そして、蛇の目ミシン工業B事件については、次のように判断した。まず、制度目的からのアプローチでは、本件では「悪意」は認定できないとした。

他方、担保目的からのアプローチでは、個々の請求ごとに判断を行った結果、東京地裁決定では次の3点のみについて「悪意」が認定された。

45) 東京高裁では、上記Jの理由に基づく担保提供決定が取り消され（後掲注47参照）、代わって、次の理由による担保提供が認められた。即ち、担保不動産の売却金を被担保債務の弁済に充当することによって会社に損害が生じたとは認められず、そのことを知りながら訴えを提起したとして、担保提供を命じた。東京高裁平成7年2月20日決定・前掲注08参照。

46) 東京高裁決定も同旨。

- ① 子会社の債務引受や担保提供によって、親会社に債務引受額や被担保債権額相当の損害が生じるとの主張は、特段の事情がない限り、請求が認容される見込みは「著しく低い」。このような「事情を認識しつつあえて訴え提起をしたものとして、原則的に原告の悪意を推認してよい場合であると考えられる」⁴⁸⁾。
- ② 特定の融資については、株式担保を取得しており、その担保の実行で債権全額が回収済であり、かつ、その事実を代表訴訟提起以前に原告に通知済であるので、請求認容の「見込みが極めて薄いことを認識しながらあえて提訴したものとして、原告の悪意を認定することが可能である」⁴⁹⁾。
- ③ 「右被告の責任原因についての主張を全くしていない。このような請求は、それが成り立ち有るかどうかも論ずる余地がないものであるから、請求が認容される見込みがないことを認識しつつあえて訴え提起をしたものとして、悪意があるものと認めるべきである」⁵⁰⁾。

以上にみてきたように、株主代表訴訟における担保提供申立事件は10例を超え、要件とされる「悪意」の内容については、「蛇の目基準」（担保目的からのアプローチと制度目的からのアプローチ）を判断基準に用いることは、ほぼ定着しつつあると言えよう。そして、担保目的からのアプ

47) 東京高裁では、この原決定が取り消された。即ち、「子会社に損害が生じた場合、同社の株式の価値は、特段の事情がない限り、右損害額と同額だけ下落し、同社の株式の全部を所有する親会社に同額の損害が生じたと考えることができる（最高裁平成5年9月9日判決）」として、担保提供を命じた原決定は相当でないとした。

48) 東京高裁決定では、原決定を取り消した。即ち、光進は破綻しているから、子会社（蛇の目不動産）が債務を負担することになる。そして、「100%子会社に損失が生じた場合、特段の事情がない限り、それは親会社にとって損失となる」として、担保提供命令を取り消した。東京高裁平成7年7月31日決定・前掲10参照。

49) 東京高裁決定も同旨。

50) 東京高裁決定では、原決定を取り消した。即ち、「責任原因に関する主張の補正がされた」として、担保提供申立てを却下した。

チは、決議訴訟等の他の担保提供制度における「悪意」⁵¹⁾の内容とは異なるものであるが、株主代表訴訟で担保提供決定がなされたものの全てがこのアプローチであることに鑑みると、その当否はともかく、このアプローチは確立したと言ってよいであろう。

第二章 株主権の濫用

本章では、担保提供申立てとは別の被告役員側の対抗手段である、株主権濫用の抗弁について検討する。この抗弁が認容されることになると、悪意の代表訴訟提起に対して、被告役員側からの損害賠償請求が考えられるからである。

第一節 株主権濫用を主張した事例

株主代表訴訟で株主権濫用の抗弁を行ったもののうち、著名なのは三井鉱山事件、片倉工業事件、東京都観光汽船事件、長崎銀行事件の4つである。前3者では株主権濫用の抗弁は認められず、最後者では抗弁が認められた。以下、順に4事件を概観する。

1. 三井鉱山事件

本件は、三井セメントの吸収合併計画に反対する大株主からの株式買取要求に応じて、被告役員が三井三池開発（三井鉱山の完全子会社）に高値が買い取らせたが、この行為は商法210条（自己株式取得・質受けの禁止）に反する違法行為であり、この行為によって子会社に損害を与え、ひいては親会社たる三井鉱山に損害を与えたとして、株主が代表訴訟を起こしたものである。

被告役員側は本案前の抗弁として、株主権濫用の主張を行った。即ち、原告株主の提訴の意図は、いわゆる売名行為であり、明らかに代表訴訟の本来の目的をはなはだしく逸脱したものであって、株主権の濫用にあたる

51) 商法106条2項、前掲注33参照。

と主張した。

しかしながら、地裁⁵²⁾・高裁⁵³⁾・最高裁⁵⁴⁾ともに、株主権濫用にはあたらないと判断した。

まず、地裁では、「原告が売名を目的として本訴を提起した疑いは残るものの、なおこれを確信するまでには至らず、結局この点については証明が不十分であるといわざるを得ない。したがって、被告らの株主権濫用の主張は採用することができない。」と述べ、売名目的たることに確信が持てないことを理由とした。

他方、高裁では、売名目的のみで直ちに代表訴訟が権利濫用にあたる訳ではなく、「当該代表訴訟の提起が徒らに会社ないしその取締役を恫喝し困惑させることに重点を置いたものであって、結局それによって会社から金銭を喝取するなど不当な個人的利益を獲得する意図に基づくものであるとか、当該代表訴訟によって追及しようとする取締役の違法事由が軽微又はかなり古い過去のものであるとともに、その違法行為によって会社に生じた損害も甚だ少額であって、今更その取締役の責任を追及するほどの合理性、必要性に乏しく、結局会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものであるなどの特段の事情がある場合に限り、これを株主権の濫用として排斥すれば足りるものと解するのが相当である。」と述べ、本件ではこのような「特段の事情」は存在しないことを理由としている（最高裁も同旨と思われる）。

2. 片倉工業事件

本件は、仕手筋の株式買集めに対抗するため、企業防衛として、被告役員が会社に自己株式を取得させたことに対して、株主が代表訴訟が提起したものである。被告役員側は本案前の抗弁として、株主権濫用の主張を行った。即ち、原告株主の提訴の意図は、被告役員や片倉工業を困惑させ、

52) 東京地裁昭和61年5月29日判決判例時報1194号33頁。

53) 東京高裁平成元年7月3日判決金融・商事判例826号3頁。

54) 最高裁平成5年9月9日判決民集47巻7号4814号判例時報1474号17頁。

原告株主の有する株式を高値で買い取らせて個人的経済利益を得ようとしたものであり、株主権の濫用にあたりと主張した。しかしながら、地裁⁵⁵⁾・高裁⁵⁶⁾ともに、株主権濫用にはあたらないと判断した。即ち、「本訴のような代表訴訟の提起も、それが株主たる地位に藉口して不当な個人的利益を追求するなど、株主たる地位を濫用してなされるときは、株主権の濫用として許されないというべきである。しかし、…株主が会社の権利の実現と並んでそれ以外の何らかの個人的動機ないし意図を有しているとしても、それだけの理由で直ちにこれを権利の濫用に当たるというべきではない。…当該訴訟の提起が、専ら株主たる地位と離れた不当な個人的利益を獲得する目的に基づくとか、専ら会社ないし取締役に対する嫌がらせのために出たものであるなどのように、代表訴訟制度を利用して専ら他の不当な目的を達成しようとする場合に限って、株主権の濫用としてこれを排斥するのが相当である。

これを本件についてみるに、…原告が本件訴訟提起当時において、その有する片倉工業の株式を同社に高値で買い取らせる意図を有し、暗にこれを要求していたのではないかと疑いも無いわけではないが、しかし、…原告は…確実な証憑類等を得たうえで、本件訴訟を提起したものであることなどの事情を併せ考えれば、結局、原告が…その有する片倉工業の株式を同社に高値で買い取らせようとして、専ら片倉工業の取締役らを困惑させる目的のみで、本件訴訟を提起したものと認めることはできないというべきである。」と地裁判決理由は述べ、控訴審も支持している。

3. 東京都観光汽船事件

本件は、被告役員が倒産直前の訴外会社（東京都観光汽船と資本関係はないが、対外的にはグループ企業と見られていた）に融資や債務保証を行い、そのため東京都観光汽船に損失を与えたとして、大口株主が代表訴訟を提起したものである。

55) 東京地裁平成3年4月18日判決判例時報1395号144頁。

56) 東京高裁平成6年8月29日判決資料版商事法務126号150頁。

被告役員側は本案前の抗弁として、株主権濫用の主張を行った。即ち、原告は東京都観光汽船に第三者割当増資を求める交渉材料として代表訴訟を提起したものであり、株主権の濫用にあたと主張した。

しかしながら、裁判所はこの抗弁を認めなかった⁵⁷⁾。即ち、「株主が、もっぱら、会社や取締役から金銭的利益を得るためであるとか、会社との個人的な紛争を有利に解決するためであるといった不当な個人的利益を追求する手段として代表訴訟を提起したような場合には、株主権の濫用として、訴えを却下することができる」と解するのが相当である。…しかし、株主である原告がその判断に基づき、観光汽船に対して第三者割当増資の実施を求めること自体は、その行為の態様が社会的に相当なものである限り、違法、不当なことではないから、右認定の事実をもって本訴がもっぱら原告の不当な個人的利益を追求する手段として提起されたとまでいうことはでき」ないとした。

4. 長崎銀行事件

本件は、被告役員が長崎銀行から訴外会社に不当融資をさせ、そのため長崎銀行に損失を与えたとして、株主が代表訴訟を提起したものである。

被告役員側は本案前の抗弁として、株主権濫用の主張を行った。即ち、原告株主の提訴の意図は、被告役員や長崎銀行を困惑させ、長崎銀行の有する担保物件を自分で任意処分して個人的経済利益を得ようとしたものであり、株主権の濫用にあたと主張した。

そして、裁判所も株主権濫用にはあたると判断し、請求を却下した⁵⁸⁾。即ち、「原告による本件訴訟の提起は、会社利益の犠牲ないしは侵害のものに、株主たる資格とは関係のない純然たる個人的な利益を追求する取引手段としてなされているもので、株主の権利を濫用するものといわざるを得ない。そして、かかる場合には、訴権の濫用として訴え自体を却下する

57) 東京地裁平成7年10月26日判決判例時報1549号125頁。

58) 長崎地裁平成3年2月19日判決判例時報1393号138頁。

べきものと解する。」とした。

第二節 株主権濫用の抗弁が認められる基準

権利行使の形態をとる行為が権利の濫用（民法1条3項）として違法性を帯びるのは、権利行使が被害者の認容すべきものと社会観念上一般に認められる程度を越える場合だとするのが判例である⁵⁹⁾。そして、権利濫用の成立要件としては、主観的要件（権利者の加害意思や加害目的）と客観的要件（両当事者の利益衡量）の両方が必要だとされている⁶⁰⁾。この判断基準は株主権濫用の抗弁でも同様であって⁶¹⁾、原告の悪性と原告主張内容の妥当性の欠如の両者が必要だと思われる⁶²⁾。

59) 大審院大正8年3月3日判決民録25巻356頁(信玄公旗掛松事件)、最高裁昭和47年6月27日判決民集26巻5号1067頁を参照。尚、相殺や担保権行使を権利濫用とした大阪地裁平成6年10月25日判決判例時報1529号95頁も重要である。

60) 宇奈月温泉事件(大審院昭和10年10月5日民集14巻1965頁)では、「専ら不当ナル利益ノ擷取ヲ目的ト」する主観的要件と、軽微な権利侵害に比して侵害除去に莫大な費用を要するという客観的要件も満たしている。最高裁昭和47年6月27日判決・前注59も参照。

尚、四宮教授は、権利濫用の一般的な判断基準は、主観的容態と客観的利益衡量の両面の総合的な考察だとされている。四宮和夫『民法総則』(第4版。1986)31頁参照。

61) 株主代表訴訟提起権は社員権のうちの共益権の一種とされているが、株主は、共益権であっても自己の利益のために行使することができるというのが通説である(大隅健一郎『会社法の諸問題』(新版。1973)151頁)。しかし、共益権の行使は、会社という団体全体に効果が及ぶものであるため、自ずから権利行使に制限が存在する(鈴木竹雄『会社法』(第4版。1993)82頁)。したがって、共益権行使について株主権濫用を主張するには、「株主たることと関係ない利益のために株主の権利が行使され、これにより会社の利益が侵害されることが必要」とされている(近藤光男「株主の権利濫用」法学教室115号87頁)。

62) 同旨、中島弘雅「株主代表訴訟の提起と不法行為」ジュリスト1039号(1994)130頁。

63) 伊藤教授は、原告株主が「会社および他の株主のために誠実に訴訟追行を行おうとする者であるか、それとも、訴訟係属を利用して自己の利益を実現しようとする者あるかが重要となろう」と述べている。伊藤・前掲注37)156頁。

まず第一に、原告の主観的容態が問題となる⁶³⁾。株主代表訴訟では、株主たる地位を離れて不当な個人的利益を追求したり、専ら会社や役員を困惑させたりする目的であるか否かである。一般に、株主代表訴訟の提起や勝訴によって原告株主は直接的には利益を得ることは全くないので、権利濫用の成立要件たる主観的要件は認定されにくいと言えよう。

三井鉱山事件（控訴審・上告審）で抗弁が認められなかったのは、原告の悪性について裁判官が確信を持てなかったことに大きな原因があろう⁶⁴⁾。また、東京都観光汽船事件では、第三者割当増資を求めること自体は、その態様が社会的に相当なものである限り、違法・不当ではないとされた。他方、片倉工業事件や長崎銀行事件では、原告の悪性（保有株式の高値買取要求や、担保物件の任意処分による利益獲得目的）は立証されていると言えよう。

そして第二に、原告の主観的容態のみで判断することなく、原告の主張内容の妥当性を検討したうえで、株主権濫用の抗弁を認めるべきか否かについて、客観的利益衡量を行う。即ち、原告株主の利益と被告役員の利益を比較衡量し、後者の損なわれる利益が圧倒的に大きくなければ、株主権濫用の抗弁は認められない。なぜなら、株主代表訴訟では、原告株主の利益とは会社という団体全体の利益のことであるので、代表訴訟の請求原因に相当性が一定程度ある限り、被告役員側の利益はほとんど考慮されないものと思われる。ただ、代表訴訟の請求原因が根拠に乏しく、被告役員や会社自体が迷惑を蒙るだけの場合には、株主権濫用の客観的要件は具備されることになろう⁶⁴⁻²⁾。

事実、「純然たる個人的な利益を追求する取引手段としてなされているもの」（長崎銀行事件一審判決）ならばともかく、「専ら片倉工業の取締役

64) 三井鉱山事件一審判決では、原告株主の売名目的のみが問題とされたが、控訴審では、この考え方は否定されている（本章第一節1を参照）。

64-2) 伊藤教授は、「濫用とされるのは、明らかに勝訴見込みがない場合に限られるべきである。」と述べている。伊藤眞「代表訴訟と民事訴訟」柏木昇編『日本の企業と法』（1996）44頁。

らを困惑させる目的のみで本件訴訟を提起したものと認めることはできない」(片倉工業事件一審判決)場合には、株主権濫用の抗弁を認めていないのである。

つまり、片倉工業事件では、被告役員側に自己株式取得という明確な商法違反行為の疑いがあったため、原告の悪性という主観的容態が具備されていても、株主権濫用の抗弁が認められなかったと思われる。他方、長崎銀行事件では、主観的容態が具備されており、かつ、原告の請求原因が根拠に乏しいものであったがため、初めて株主権濫用の抗弁が認められたものと考えられる。

以上のように、株主権濫用の抗弁が認められるには、原告の悪性の立証と、原告主張内容が失当であることの立証の両者を行えば間違いないということになる⁶⁵⁾⁶⁶⁾。

65) 株主の帳簿閲覧権行使を拒否できる例外事例を定める商法293条の7が参考になろう。そこでは、株主権の確保・行使に関する調査目的でない場合(1号前段)、会社業務の運営や株主共同の利益を害する目的の場合(1号後段)、競業者からの請求の場合(2号)、閲覧情報の通報により利益を得る目的の場合(3号)、には閲覧を拒否できるとされている。

1号前段はまさに株主権濫用における客観的要件であり、1号後段は主観的要件であると言えよう。尚、2号以下の事由は、1号の一般的基準の具体的細目的な適用を規定したものにすぎないと解されている。鈴木・前注61)254頁参照。

66) 株主代表訴訟提訴権と同様に単独株主権である株主名簿閲覧謄写権についても、権利濫用に関する判例がいくつかある。

株主権濫用における客観的要件に関する判例としては、例えば、古河電工事件がある。この事件では、閲覧謄写請求の目的が株主の権利行使とは関係のない、名簿図書館他に有償で提供すること等にあるとして、権利濫用の抗弁を認めた(東京地裁昭和62年7月14日判決判例時報1242号118頁。東京高裁昭和62年11月30日判決判例時報1262号127頁)。

また、政治目的のために閲覧請求がなされたとして、権利濫用を認めた事例もある(リクルートコスモス事件。東京高裁平成元年7月19日決定判例時報1321号156頁)。

株主権濫用における主観的要件に関する判例としては、例えば、愛知銀行(旧中央相互銀行)事件では、株主名簿閲覧謄写請求が、「不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、

第三章 不当提訴に対する損害賠償請求

これまで、株主代表訴訟における担保提供申立てや株主権濫用の抗弁を検討してきたが、こうした主張が認められた場合に、さらに進んで、被告役員側が原告株主に対して、不当提訴に基づく損害賠償を請求できるか否かが、本稿の検討課題である。

そこで、まず、一般に不当提訴に対する損害賠償請求がどう取り扱われているかを本章で概観したうえで、次章で株主代表訴訟での適応について論じることとする。

第一節 不当提訴に対する損害賠償請求

一般に、故意または過失による不当提訴が不法行為を構成して損害賠償請求の対象となる可能性があることは、従来からの判例⁶⁷⁾・学説⁶⁸⁾である。問題は前訴（不当提訴と主張されている訴訟提起）が不法行為となる場合の要件であり、これをめぐって判例は培われてきた。

その中でも重要なのが、最高裁昭和63年判決である⁶⁹⁾。この事件では、不

会社は株主の請求を拒絶することができる」として権利濫用の抗弁を認めた（最高裁平成2年4月17日判決判例時報1380号136頁）。

また、長崎銀行（旧長崎相互銀行）事件では、「株主名簿を利用して専ら会社あるいは取締役個人の信用を失墜させるため、取締役の責任追及に名を借りて宣伝活動を行う手段として行使されることも十分あり得るところであり、このような不正な目的が認められ、あるいは正当な目的を有するとしても、その言論活動の方法に行き過ぎがあり、会社や取締役個人の信用毀損のおそれが看過できないような場合においては、株主名簿の閲覧請求権の行使は権利の濫用として排斥すべきである」として、権利濫用の抗弁を認めた（長崎地裁昭和63年6月28日判決判例時報1298号145頁）。

67) 大審院昭和18年11月2日判決民集22巻1179頁，最高裁昭和63年1月26日判決民集42巻1号1頁判例時報1281号91頁。

68) 幾代通『不法行為』（1977）79頁，四宮和夫『不法行為』（1985）346頁。

69) 最高裁昭和63年1月26日判決・前掲注50参照。

尚，原審（東京高裁昭和59年10月29日判決）では，不当提訴に基づく損害賠償請求を認容していたが，最高裁で請求棄却となった。

当提訴に対する損害賠償請求は認められなかったが、次のように一般論を述べている。

「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事實的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる」と述べて、損害賠償請求の要件を示した。

即ち、一般的要件としては、提訴が「裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる」ことである。そして、その一例が、「提訴者の主張した権利又は法律関係が事實的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起した」場合であるとした。

この判決はその後も踏襲され、信販会社から債務者連帯保証人に対する立替金請求の前訴⁷⁰⁾、移転登記手続請求訴訟の前訴⁷¹⁾、賃借権譲渡人から賃借権譲受人に対する横領や賃借権侵害との前訴⁷²⁾、信販会社から債務者に対する立替金請求の前訴や給与差押え⁷³⁾、解決済の事件についての多数回にわたる民事訴訟提起や刑事告訴⁷⁴⁾、成立していない売買契約に基づく売買代金請求訴訟の提起⁷⁴⁻²⁾、を不当提訴等とする損害賠償請求が認められている。

これらの認容例は、不当提訴者の悪意や故意を認めたものと⁷⁵⁾、重過失を

70) 仙台高裁平成元年2月27日判決判例時報1317号85頁。

71) 東京地裁平成2年3月30日判決判例タイムズ742号125頁。

72) 東京高裁平成2年7月18日判決判例時報1359号61頁。尚、原審（東京地裁平成元年6月28日判決）は、反対に請求を棄却していた。

73) 広島地裁平成2年10月8日判決判例時報1369号141頁。

74) 東京地裁平成2年12月25日判決判例時報1379号102頁。

74-2) 名古屋地裁平成7年11月21日判決判例時報1563号126頁。

75) 東京高裁平成2年7月18日判決・前掲注72、東京地裁平成2年12月25日判

認められたもの⁷⁶⁾とに分けることができる。もとより、不法行為の主観的要件は過失でもよいとされているが、不当提訴を不法行為とする損害賠償請求においては、「不当提訴者」の裁判を受ける権利との均衡（「裁判制度の趣旨目的に照らして」⁷⁷⁾）も顧慮する必要がある、単なる過失では不当提訴と認定しにくいのも当然と言えよう。

第二節 株主代表訴訟に関する判例

株主代表訴訟（前訴）の提起自体を不当訴訟として、損害賠償請求を行った事例がある。A I C事件である⁷⁸⁾。

前訴は、前诉被告役員が会社（A I C）に、回収見込みの薄い貸付を別会社（富士電工）に行わせたことに対して、前訴原告株主が代表訴訟を提起するとともに、仮差押えを申請し、前诉被告役員の役員報酬等に対して仮差押えの執行を行ったものである。尚、前訴原告株主は当該企業グループの他会社（A G O）の役員であり、A G Oも同時にA I Cと共に富士電工に協調融資を行っており、前訴原告株主はA G O取締役会での協調融資の承認決議に加わっている。

結局、貸付先は同一企業グループ内の別会社であり、貸付目的は投資ではなくて救済である等の理由から、株主代表訴訟は棄却された。そこで、前诉被告役員側が、前訴および仮差押えに対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行ったのが本件訴訟である。

決・前掲注74、名古屋地裁平成7年11月21日判決・前注参照。尚、東京地裁平成2年12月25日の判決は「訴権の濫用」も認定している。

76) 仙台高裁平成元年2月27日判決・前掲注70、東京地裁平成2年3月30日判決・前掲注54、広島地裁平成2年10月8日判決・前掲注73参照。但し、判決理由では必ずしも「重大な過失」という表現はなされていない。

77) 最高裁昭和63年1月26日判決・前掲注67参照。

78) 東京地裁平成2年5月25日判決判例時報1383号139頁。尚、「A I C」とは、赤坂投資コンサルコント株式会社の略称である。

尚、前訴（＝株主代表訴訟）の判決は、東京地裁昭和61年10月30日判決・判例タイムズ654号231頁参照。

判決は、まず、不当提訴に対する損害賠償請求の要件として次のように述べた。「訴えの提起等が不法行為としての違法性を帯びるのは、その請求が事實的・法律的根拠を欠き、そのことについて知りまたは知りうべきであるのにあえて、訴えを提起する等訴えの提起等が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合であることを要するものである」。このように、前節でみた昭和63年最高裁判決の考え方が、不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求でも、やはり踏襲されている。

そして、次のように事実内容を検討したうえで、本判決は損害賠償請求を棄却した。

「本件訴訟提起の主たる目的が、本来の目的からいささか外れているのではないかとの疑いは払拭しがたいが、被告において訴権の濫用に当たるような目的のみに出たものとまでは断定できず、本件訴訟が…A I CのためにA I Cに代わって提起されたいわゆる代表訴訟であり、かつ、…商法の解釈上原告らに取締役としての忠実義務に違反する点があると評価する余地がないとまでは言えない以上、いずれにせよ本件訴訟の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとまでは言えないものである。」

つまり、判決理由を整理すると、

- ① 訴権濫用目的のみに出た提訴ではなかった。
- ② 自己の利益のための訴訟ではなくて、代表訴訟である。
- ③ 結果的に請求棄却とはなっているが、提訴理由が根拠に欠けるものではなかった。

という事情を勘案して、不当訴訟とは言えないとしたものである。

上記①と③の理由を前提とすると、請求原因が根拠に欠けるものや、訴権濫用目的のみに出た提訴であることが、株主代表訴訟を不当提訴とする損害賠償請求の必要条件であることになる。これは、前節でみた不当提訴に対する損害賠償請求の判例傾向に附合するものである。

ところで、A I C事件では、さらに上記②の事情、即ち、代表訴訟(repre-

sentative suit, derivative suit) の本来的性格が問題とされている。株主代表訴訟は、代位訴訟的性格（会社が会社の機関に対して有する権利を株主が代位行使する性格）と、代表訴訟的性格（提訴する株主が株主全員の権利を代表して責任追及する性格）とを有しているが、原告株主自身は株主代表訴訟によって直接の利益を享受する訳ではない（会社が利益を享受することによって、間接的・反射的な利益が及ぶにすぎない）。そのため、原告株主の濫訴意図（上記①の事情）は否定されやすいのである。この点は、悪意の株主代表訴訟を不当提訴として損害賠償請求する際には、十分に留意すべきことである。

第四章 不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求

株主代表訴訟の提起を不当提訴とする損害賠償請求が本稿の主題であり、前章までに、株主代表訴訟における担保提供制度（第一章）、株主権濫用の抗弁（第二章）、不当提訴に対する損害賠償請求（第三章）について、それぞれ検討してきた。

いよいよ本章では、不当提訴に対する損害賠償請求の成立要件と、担保提供申立てや株主権濫用の抗弁の成立要件との理論的関連性を検討したうえで（第一節）、不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求の可否の具体的検討を行う（第二節）。

第一節 担保提供制度や株主権濫用との理論的關係

1. 三制度の成立要件

まず、これまでに検討したそれぞれの成立要件を順に振り返ることにする。

(1) 株主代表訴訟を不当提訴とする損害賠償請求の要件

根拠条文は民法の不法行為（民法709条）であるので、故意・過失が一般的要件となるが、裁判を受ける権利との均衡から、「裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」ことを損害賠償請求の要件とするのが最高

裁判例である⁷⁹⁾。

そして、その具体的適用例である下級審判例は、次の二つの類型に分けられる。

〔1- α 〕 請求原因が事實的・法律的根拠を欠き、かつ、そのことについて故意または（重）過失で提訴した行為⁸⁰⁾

〔1- β 〕 請求原因が事實的・法律的根拠を欠き⁸¹⁾、かつ、悪意の加害目的で提訴した行為（訴権の濫用にもあたる場合）⁸²⁾

尚、上記〔1- β 〕の類型は、代表訴訟という性格自体のため、この類型に該当することの立証は困難であるが、いざ、この類型に該当するとすると、悪意の加害目的の提訴であるため損害賠償請求は認容されやすい、と言えよう。

(2) 株主代表訴訟における担保提供申立ての要件

根拠条文は商法267条6項（⇒商法106条2項）であり、「悪意」が要件となっている。この「悪意」については、「蛇の目基準」によると次の二つの類型に分けられる。

〔2- α 〕 担保目的からのアプローチ（不当訴訟の類型）

79) 昭和63年1月26日判決・前掲注50参照。

80) 株主代表訴訟の事例ではないが、認容例として、仙台高裁平成元年2月27日判決・前掲注70、東京地裁平成2年3月30日・前掲注71、東京高裁平成2年7月18日判決・前掲注72、広島地裁平成2年10月8日判決・前掲注73を参照。

81) 株主代表訴訟においては、請求原因が事實的・法律的根拠を欠かなくとも、純個人的利益のための提訴のような場合には、不法行為を形成することがあるとの指摘もある。小林＝原・前掲注37)39頁参照。

82) 株主代表訴訟の事例ではないが、認容例として、東京地裁平成2年12月25日判決・前掲注74を参照。

請求原因が事實的・法律的根拠を欠き、かつ、そのことについて故意（または過失）で提訴した行為⁸³⁾

〔2-β〕 制度目的からのアプローチ（不法不当な提訴目的の類型）
株主代表訴訟を手段として、不法不当な利益を得る目的で提訴した行為⁸⁴⁾

(3) 株主代表訴訟提起が株主権濫用となる要件

根拠条文は民法1条3項であり、権利の濫用が要件となっている。但し、権利濫用でも、株主権の濫用については次のことが要件となっている。

〔3〕 原告に悪性（加害目的や自己の名声・経済的利益）が存在し、かつ、原告の主張内容が妥当性に欠ける提訴行為⁸⁵⁾

2. 三制度の成立要件の関連性

こうして振り返った三制度の成立要件を比較すると、株主代表訴訟における担保提供制度や株主権濫用の要件と、株主代表訴訟を不当提訴とする損害賠償請求の要件とは、内容的に関連づけられていることが分かる（もちろん、株主代表訴訟における担保提供制度は、株主代表訴訟を不当提訴（不法行為）とする損害賠償請求の担保であるから、担保提供制度と損害賠償請求とは当然、理論的にはリンクしている筈である）。

即ち、〔2-α〕という担保提供制度の要件が充たされれば、〔1-α〕という損害賠償請求の要件も充たされることになる。また、〔2-β〕という

83) 蛇の目ミシン工業A/B事件・前掲注07～11, 東海銀行A/B事件・前掲注13～15, 三愛事件・前掲注16～17, 中村屋事件・前掲注20, 三井物産事件・前掲注21～23, ミネベア事件・前掲注26を参照。

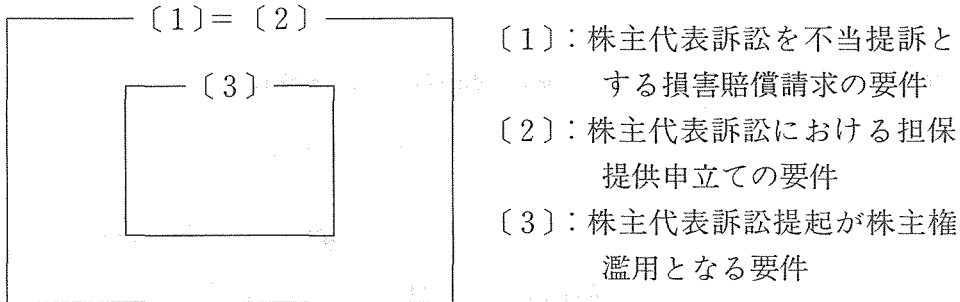
84) 中部電力事件・前掲注18参照。

85) 長崎銀行事件・前掲注58参照。

担保提供制度の要件や、〔3〕という株主権濫用の要件が充たされれば、〔1-β〕という損害賠償請求の要件も充たされることになる⁸⁶⁾。

そして、この三制度の成立要件の関係を図に表すと〔図2〕のようになろう。

図2 三制度の成立要件の関係



このように、担保提供制度や株主権濫用が不当提訴の損害賠償請求と関連づけられているとすると、担保提供申立てや株主権濫用の抗弁の帰趨いかんをもって、不当提訴の損害賠償請求の見込みを検討すればよいことになる。次節では、この考え方をを用いて、株主代表訴訟をいくつかの類型に分けて、損害賠償請求の可否を検討することにする。

第二節 損害賠償請求の可否の具体的検討

株主代表訴訟の提起を不当提訴とする損害賠償請求が、担保提供制度や株主権濫用の抗弁と理論的に関連していることが分かったので、次に、実際の株主代表訴訟を類型化したうえで、不当提訴に基づく損害賠償請求が可能かどうかを検討することにする。類型化は、担保提供申立て事件の帰

86) 小林教授・原教授も、〔2-β〕や〔3〕の要件を、〔1-β〕という損害賠償請求の要件に結びつけている。尚、「前者(=権利濫用による訴えの却下)にらる救済は認められないとしても、後者(=不法行為による損害賠償)による救済は認められるといった取り扱いがなされることもあり得よう。」(括弧内は筆者)との指摘は示唆に富んでいる。小林=原・前掲注37)39頁参照。また、中村直人弁護士は、権利濫用により担保提供の認められる範囲の方が広いと述べている。中村直人「株主代表訴訟における担保提供の意義」商事法務1340号(1993)21頁。

趨と、株主代表訴訟本案の帰趨とを判別基準とする（〔表3〕参照）。

1. 不当提訴に基づく損害賠償請求が困難と思われる類型

〔表3〕の類型A～Cは、不当提訴に基づく損害賠償請求が考えにくい類型である。即ち、類型Aは、本案について請求認容判決がなされたケースであるので⁸⁷⁾、不当提訴との主張は困難である。

表3 担保提供申立てと本案の帰趨による類型化

		担保提供申立て		
		担保提供申立てあり		担保提供申立てなし
		担保提供決定	申立却下決定	
代 表 訴 訟	請求認容判決		類型A	類型A
	訴えの取下げ	類型II	類型B	類型B
	担保提供しないための却下判決	類型II		
	請求棄却判決	類型III	類型C	類型I
	株主権濫用による請求却下判決	類型IV		類型IV

注：斜線（実線）部分は、論理的にあり得ない類型。

斜線（点線）部分は、実際にはほとんどあり得ないと思われる類型。

87) 担保提供申立てをせずに請求認容となった事例としては、三井鉱山事件・前掲注52～54(但し、株主権濫用の抗弁あり)、片倉工業事件・前掲注55～56(但し、株主権濫用の抗弁あり)、土佐電気鉄道A事件・高松高裁平成2年4月11日判決判例時報1263号43頁、日本サンライズ事件・東京地裁平成5年9月21日判決資料版商事法務115号140頁、間組事件・東京地裁平成6年12月22日判決別冊商事法務175号463頁、石油海運事件・札幌地裁小樽支部判決平成7年1月24日判決別冊商事法務175号469頁(但し、控訴審の札幌高裁平成8年4月23日判決で請求棄却となった)、東京都観光汽船事件・東京地裁平成7年10月26日判決・前掲注57、日本航空電子工業事件・東京地裁平成8年6月20日判決がある。

尚、担保提供申立てが却下となり、本案も請求認容判決が下りた事例はいまだ見当たらない。伊予銀行事件(前掲注24参照)やサイボー事件(前掲注25、25-2参照)では、担保提供申立てが地裁と高裁で却下されたが、本案判決には至っていない。

また、類型Bは、担保提供決定がなされる前に⁸⁸⁾、あるいは、担保提供申立てをせずに、原告株主が訴えを取り下げたケースである。この場合は種々のケースがあり得るので、不当提訴に基づく損害賠償請求が可能か否かは、一律には判断できない。

そして、類型Cは、担保提供申立ては却下となったものの、本案の株主の損害賠償請求も請求棄却となったケースである⁸⁹⁾。この場合、担保提供申立てが却下となっているので、たとえ本案が請求棄却となっても、不当提訴の損害賠償請求は困難であると思われる。

2. 不当提訴に基づく損害賠償請求の可能性のある類型

これに対して、〔表3〕の類型I～IVは、不当提訴に基づく損害賠償請求が一応は考えられる類型である。以下、類型別に検討する。

まず、類型Iは、担保提供の申立てをしなかったが、代表訴訟本案が請求棄却判決で終了したケースである。この場合に、不当提訴の損害賠償請求が認められるか否かは、事案の内容次第である⁹⁰⁾。

次に、類型IIは、担保提供決定のみで終結したケースである。被告役員側の担保提供申立てが認められると、原告株主が担保提供をせずに、代表訴訟が却下判決で終わることが多い⁹¹⁾。あるいは、担保提供決定が下りたので、原告株主が訴えを取り下げることがあろう⁹²⁾。また、類型は、担保提供決定が下りたので原告株主が担保を提供して訴訟を継続したが、やはり代表訴訟本案も請求棄却判決（または却下判決）で被告役員側が勝訴したケースである⁹³⁾。

この類型II・IIIの場合、担保提供申立て事件の審理が実質的に本案の内

88) 日本航空事件（平成6年5月31日提訴）がそうである。

89) 前掲注87の「尚」以下を参照。

90) A I C事件では、株主代表訴訟の被告役員側が、株主代表訴訟が請求棄却で終結した後に、不当提訴に基づく損害賠償請求を行ったが、裁判所は認めなかった。前掲注78参照。

91) 東海銀行A事件・前掲表1、三井物産事件・前掲表1を参照。

92) 三愛事件・前掲表1を参照。

容に踏み込んでいる実態に鑑みると、不当提訴に基づく損害賠償請求は認められやすいと言えよう。なぜなら、担保提供決定の要件が不当提訴の損害賠償請求の要件にリンクしているからである（前節参照）。

尚、類型IIと類型IIIを比較すると、類型IIよりも類型IIIの方が、より不当提訴に基づく損害賠償請求が認められ易いと言えよう。株主代表訴訟の請求原因が事實的・法律的根拠を欠いていることが、本案の請求棄却判決で確定しているためである。

そして、類型IVは、被告役員の株主権濫用の抗弁が認められて、代表訴訟が却下されるケースである⁹⁴⁾。この場合、株主権濫用の抗弁の審理が実質的に本案の内容に踏み込んでいる実態に鑑みると、不当提訴に基づく損害賠償請求は認められやすいと言えよう。なぜなら、株主権濫用の抗弁の要件が不当提訴の損害賠償請求の要件にリンクしているからである（前節参照）。

以上のように、不当提訴に基づく損害賠償請求が認められやすいと言えるのは、類型II～IVである。即ち、担保提供決定がなされ、かつ、株主代表訴訟本案で請求認容判決が下りなかった場合、もしくは、株主権濫用の抗弁が認められて株主代表訴訟本案が請求却下になった場合である。

したがって、こうした事例では、勝訴した被告役員側は、株主代表訴訟を不当提訴とする損害賠償請求を検討してみる価値があることになると言えよう。

勝訴した被告役員個人にしてみれば、支出した多大な弁護士費用を回収できることになるかもしれない⁹⁵⁾。また、被告役員個人の精神的損害の賠償として、慰謝料を請求できるかもしれない⁹⁶⁾⁹⁷⁾。

他方、社会全体にしてみれば、将来の不当提訴を抑止する一般的な効果も期待できるかもしれないのである⁹⁸⁾⁹⁹⁾。

93) こうした事例は未だ存在しないようである。蛇の目マシン工業A事件では、担保提供決定が確定し、原告株主が担保（60百万円）を提供し、本案審理が東京地裁で係属中である。

94) 長崎銀行事件・前掲注58を参照。

95) 被告役員が会社役員賠償責任保険（D&O保険）を付保しており、保険者が株主代表訴訟の防御弁護士費用を争訟費用保険金として填補した場合、保険代位を一応は検討してみるべきであろう。

即ち、争訟費用保険金は、不当提訴により支出せざるを得なくなった防御弁護士費用という被保険者の実損害を填補するものであるから、不当提訴に対する被保険者の損害賠償請求権は保険代位（請求権代位）の対象になる（同じ費用保険金でも、火災保険や動産総合保険における臨時費用保険金のように、実損を填補するものではない保険填補は、保険代位の対象とはならない）。

また、現実には株主代表訴訟の防御に要する弁護士費用は、相当な額になると思われる。したがって、保険者としては、保険代位による原告株主に対する損害賠償請求を検討する余地があると言えよう。

もし、不当提訴に対する損害賠償請求で、防御弁護士費用（争訟費用保険金）を一部でも回収することができれば、単に保険者の収益に寄与するのみならず、長期的には、会社役員賠償責任保険の保険料率の抑制にも繋がることもあり得よう。

96) 不当提訴に対する損害賠償請求の担保となっている担保提供制度は、役員個人の慰謝料の担保でもあることが明言されている事例もある。例えば、東海銀行A事件・名古屋高裁決定では、まず、「担保の額は、将来、抗告人が相手方に対して損害賠償請求訴訟を提起した場合に認容される可能性のある損害額を基準として定められるべきものであると解する」と述べた。そして、役員個人の時間費消や信用・名誉を傷つけられた精神的苦痛の部分として、3百万円が担保として決定された（他に、弁護士の着手金・報酬や訴訟関係実費として5百万円が決定され、合計8百万円になっている）。

97) 株主代表訴訟における担保提供決定額の実勢は、被告役員1名・1争点あたり3～10百万円であることは前述のとおりだが（前掲〔表2〕および注06参照）、これは、他の会社訴訟における担保決定額（1～5百万円）よりはやや高くなっている。

これは、会社訴訟における担保では、主に弁護士費用と公告費用が会社の損害と考えられるのに対し、株主代表訴訟における担保では、弁護士費用の他、役員個人の慰謝料等も役員に損害して考えられるからであろう。

因みに、他の会社訴訟における担保提供決定額は、福岡高裁昭和47年11月7日決定判例タイムズ289号219頁（弁護士費用100万円が認められた）、東京地裁昭和53年7月14日判決・前掲注34（山崎製パン事件。弁護士費用100万円と公告費用16万円の合計116万円が認められた）、東京地裁昭和62年11月27日決定・前掲注34（三越事件。弁護士費用450万円（本案で上告審まで争わ

れると想定して決定している)と訴訟関係雑費30万円と公告費用25万円弱の合計505万円弱が認められた), 仙台地裁平成3年12月16日決定・前掲注34(七十七銀行事件。弁護士費用500万円と公告費用46万円弱と訴訟関係雑費30万円の合計576万円弱が認められた), 東京地裁平成5年3月24日決定・前掲注34(東京瓦斯事件。弁護士費用300万円と公告費用24万円強と訴訟関係雑費30万円の合計354万円強が認められた)となっている。

尚, 会社訴訟における担保提供額は, 裁判所が自由裁量によって決定する(民訴117条が民訴110条2項(「被告ガ各審ニ於テ支出スベキ費用ノ総額ヲ標準トシテ之ヲ定ム」)を準用していないため)。但し, この自由裁量にあたっては, 被担保債権と訴訟の見通しを考慮しながら決定することになる。

98) 当然のことながら, 不当提訴に対してのみならず, 株主代表訴訟の提訴全体に対して, 相当程度の提訴抑制効果が及ぶようなことがあってはならない。

99) 本稿は, 単に筆者の私的見解を述べたものであり, 筆者の属する会社や業界の意見とは全く関係がありません。

(筆者は東京海上火災保険株式会社勤務)